

平成25年度事務事業評価シート		該当事業(評価対象外事業は基本情報のみ記載)		
		一般事務	公共建設事業	評価対象外事業
事務事業名	農業委員会一般事務			
予算科目	6款 1項 1目			
総合計画での位置付け	農業の振興～もりもり元気なしごとづくり～ 農業の振興			
所管課情報	担当課: 農業委員会事務局		電話番号(内線): 0	
記入者情報	所属長: 仙波 久志		担当責任者: 松田 文一	
事業の性格	法定事務			
実施期間	【開始年度】平成 年度 【開始年度】設定なし			
事業の対象	農業委員会の運営業務・農地管理事務・国有農地管理事務・農業者年金取扱事務			
根拠法令等	農業委員会法・農地法・農業経営基盤強化法			
事業の目的	・農業委員会法に基づき農業委員会総会を開催し、許可申請案件の審議や農家の意見の公表、建議などを行う。・効率的かつ安定的な農業経営の実現を目指す担い手に農地の利用集積を促進し、優良農地の保全を図る。			
事業の内容	・農地法に基づく農地の権利移動の許可、農地の転用、農地の利用権の設定の審査を行う。・農業委員会が中心となり、農地の出し手の掘り起こし活動を行い、農用地の効率的かつ安定的な農業経営に結びつけていくことにより、農用地の権利移動の円滑化を図り優良農地の保全活動を行う。			
改善策の具体的な取り組み(当初)	・依然として、各地域における遊休農地、耕作放棄地の拡大が大きな課題となっているが、「人・農地プラン」制度について関係部署と連携を図り、集落説明会を開催し啓発に努めた。			
改善策の具体的な取り組み				

事業費及び財源内訳					
項目		24年度決算	25年度予算	9月末の執行状況	25年度決算
事業費	直接事業費	12,281	11,305	5,118	10,627
	人件費	18,317	16,270	8,135	16,270
	合計	0	27,575	13,253	26,897
人件費内訳	人工数	2.29	2.00	1.00	2.00
	人件費単価	7,999	8,135	8,135	8,135
	補助事業人件費	0	0	0	0
	人件費	18,317	16,270	8,135	16,270
財源内訳	国庫支出金	3,837	3,838	604	3,903
	県支出金	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0
	その他	0	0	0	20
	一般財源	26,761	23,737	12,649	22,974

事業活動の実績(活動指標)					
項目	単位	24年度実績	25年度予定	9月末の実績	25年度実績
農業委員会総会回数	回	12	12	6	12
農地法許可申請件数(3・4・5)条	件	82	85	40	85
農地集積面積	ha	71.9	43	29.2	43

向こう5年間の直接事業費の推移						
年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	5年間の実績
	15,000	11,000	11,000	10,000	9,000	56,000

成果指標				
成果指標	・委員会総会開催回数・農地法許可申請件数・農地集積面積			
指標設定の考え方	農業委員会活動実績の基礎となる農業委員会総会回数及び農地法許可申請件数(3条・4条・5条)並びに農地集積面積とする。			
区分年度	24年度	25年度	26年度	
目標	80	80	80	0
実績	82	85	0	0

自己評価				
自己評価 (担当責任者)	妥当性	目的の妥当性	4	B
		市民ニーズへの対応	3	
		市の関与の妥当性	3	
	有効性	事業の効果	3	C
		成果向上の可能性	3	
		施策への貢献度	3	
	効率性	手段の最適性	3	C
		コスト効率	3	
		受益者負担の適正	3	
課題認識	<p>・耕作放棄地及び遊休農地の状況について、伊予地区など水田地帯では解消しつつあるが、中山・双海地区など山間地域においては依然として拡大の一途をたどっている。平成26年度より創設される「農地中間管理機構」の制度の啓発に努め、農業後継者の育成・確保に努める必要がある。・農地法に伴う転用許可申請案件について、年々、複雑化してきている。今後、関係機関と協議を行いながら、実情に応じた適切な判断を行う必要がある。</p>			

一次評価				
一次評価 (所属長)	妥当性	目的の妥当性	4	B
		市民ニーズへの対応	3	
		市の関与の妥当性	3	
	有効性	事業の効果	3	C
		成果向上の可能性	3	
		施策への貢献度	3	
	効率性	手段の最適性	3	C
		コスト効率	3	
		受益者負担の適正	3	
課題認識	<p>・農地法に基づく許可申請案件について、時代の変化と共に複雑化(太陽光発電システムの設置等)している。今後とも、関係法律に基づき、関係部署が連携を図りながら、常に公平性と正確、迅速な対応を心がける必要がある。・依然として、農業従事者の高齢化、担い手不足などの理由により遊休農地、耕作放棄地が拡大しつつある。今後とも「農地中間管理機構」の制度の啓発に努め、後継者の育成・確保に努めると共に、農地利用集積事業の推進を図る必要がある。しかし、山間地域においては、制度創設後も解消等に結びつくとは考えにくいと思われる。</p>			

二次評価	
二次評価 (所属部長)	一次評価結果のとおり事業継続と判断する。
意見、課題	

行政評価委員会の答申

外部評価
(行政評価委員会)

経営者会議の最終判断

事業の方向性

現状のまま継続する。

意見、課題